

経済産業省

20180327 保局第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日

公害防止関係資料の都道府県等への通知について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋



公害防止関係資料の都道府県等への通知について、下記のとおり定める。

なお、平成 9 年 3 月 5 日付け「大気汚染防止法第 27 条第 3 項の規定に基づく通知等、騒音規制法第 21 条第 2 項の規定に基づく通知等及び振動規制法第 18 条の第 2 項の規定に基づく通知等の運用について」（9 資公部第 78 号）は廃止する。

記

1. 公害防止関係資料の通知について

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）、同条第 9 項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）若しくは同条第 13 項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当するガス工作物又は騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項若しくは振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に騒音規制法第 2 条第 1 項若しくは振動規制法第 2 条第 1 項に規定する特定施設に該当するガス工作物を設置する者に係るガス事業法の相当規定による届出又は報告（以下「届出等」という。）があったときは、大気汚染防止法第 27 条第 2 項、騒音規制法第 21 条第 2 項又は振動規制法第 18 条第 2 項の規定（以下「公害防止関係法の各規定」という。）に基づき、次に定めるところにより、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設に係るものにあつては、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事又は大気汚染防止法第 31 条第 1 項に規定する政令で定める市（特別区を含む。）の長、騒音規制法第 3 条第 1 項又は振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置された騒音規制法第 2 条第 1 項又は振動規制法第 2 条第 1 項に規定する特定施設に係るものにあつては、当該施設の所在地を管轄する市町村長へ通知することとする。

(1) 以下の場合には、「2. 公害防止関係資料の様式例について」に定める様式の公害防止関係資料の写しに公害防止関係法の各規定に基づき送付する旨のかがみをつけて送

付することとする。

- ・ガス事業法第32条第1項、第2項若しくは第7項、同法第68条第1項、第2項若しくは第7項、同法第84条第1項において準用する第68条第1項、第2項若しくは第7項又は同法第101条第1項、第2項若しくは第7項に基づく工事計画の届出（廃止の工事に係るものを除く。）
- ・ガス事業法第171条第1項に基づくガス事業者の公害防止等に関する報告（ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号）第5条第1項又は第2項の場合に限る。）

(2) 以下の場合には、届出書の写しに公害防止関係法の各規定に基づき通知する旨のかがみをつけて送付するものとする。

- ・ガス事業法第32条第1項、第2項若しくは第7項、同法第68条第1項、第2項若しくは第7項、同法第84条第1項において準用する第68条第1項、第2項若しくは第7項又は同法第101条第1項、第2項若しくは第7項に基づく工事計画の届出（廃止の工事に係るものに限る。）

2. 公害防止関係資料の様式例について

工事計画の届出の規定に係るガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）別表第2の下欄に掲げる書類及びガス事業者の公害防止等に関する報告に係る書類は以下のとおりとする。

なお、提出する書類には、以下の様式ごとに必要な書類を添付することとする。

様式	添付する書類
様式Ⅰ：ばい煙に関する説明書	大気汚染防止法第6条第2項に定める書類
様式Ⅱ：一般粉じんに関する説明書	大気汚染防止法第18条第2項に定める書類
様式Ⅲ：水銀等に関する説明書	大気汚染防止法18条の23第2項に定める書類
様式Ⅳ：騒音に関する説明書	騒音規制法第6条第2項に定める書類
様式Ⅴ：振動に関する説明書	振動規制法第6条第2項に定める書類

3. その他

この規程の様式例に係る用語の定義は以下のとおりとする。

- ・「特定施設に該当する圧送機」とは、原動機の出力が振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1の第2号に掲げる出力以上の圧送機であって圧力上昇（出口圧力と入口圧力の差をいう。）が0.1MPa以上のものをいう。
- ・「圧縮機」とは、圧力比（吐出圧力と吸込圧力の比をいう。）が2以上または圧力上昇

- が0.1MPa以上のものをいい、「送風機」とは圧縮機以外のものをいう。
- ・「通風機」とは、送風機のうち燃焼用空気又は燃焼排ガスに係るものをいう。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ばい煙に関する説明書

事業者名

製造所又は供給所の名称

製造所, 工場又は供給所

製造所又は供給所の所在地

ばい煙発生施設の種類

年 月

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

ばい煙発生施設の構造

製造所又は供給所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力 (重油換算l/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
	焼却能力 (kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

製造所又は供給所における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時~時 時間/回/日/月	時~時 時間/回/日/月		
	季節変動				
原材料（ ばい煙の発生に影響のあるものに限る。）	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合（%）	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分	いおう分 カドミウム分	鉛分 弗素分
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類				
	燃料中の成分割合（%）	灰分	いおう分 窒素分	灰分	いおう分 窒素分
	発熱量				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス温度(℃)					
排出ガス中の酸素濃度(%)					
ばい煙の濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	塩素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	塩化水素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	窒素酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物(Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

処理施設の製造所 又は供給所における施設番号			
処理に係るばい煙発生施設の製造所 又は供給所における施設番号			
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
処理 能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	
		通常	
	排出ガス温度(℃)	処理前	
		処理後	
	ばいじん (g/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前	
		処理後	
	カドミウム及び その化合物(mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	弗素、弗化水素及び 弗化珪素(mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	窒素酸化物 (容量比 ppm)	処理前	
		処理後	
ばい煙量	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前
			処理後
		通常	処理前
			処理後
捕集効率 (%)	ばいじん		
	いおう酸化物		
	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	窒素酸化物		
使用状況	1日の使用時間 及び月使用日数等		時～時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動		時～時 時間/回 回/日 日/月
排出口の実高さ H _o (m)			
補正された排出口の高さ H _e (m)			
排出速度 (m/s)			

- 備考 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第 3 条第 2 項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じんに関する説明書

事業者名

製造所又は供給所の名称

製造所，工場又は供給所

製造所又は供給所の所在地

一般粉じん発生施設の種類

年 月

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

製造所又は供給所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原料の処理能力 (t/日)		
	炉室数		
	炭化時間 (h)		
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
	集じん機効率 (%)		
	送風機の原動機出力 (kW)		
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・型式		
	集じん機効率 (%)		
	送風機の原動機出力 (kW)		
消火作業	一般粉じんの 処理装置の種類・型式		
参考事項			

- 備考 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

製造所又は供給所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年月日	年月日
着工予定年月日		年月日	年月日
使用開始予定年月日		年月日	年月日
規模	面積 (m ²)		
	堆積能力 (t)		
堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量 (t/年)			
使用及び管理の方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		
	散水	装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		散水の方法	
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		散布の方法	
	締固め	装置の種類・型式	
方法			
その他	方法		

- 備考 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の年間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 l/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

製造所又は供給所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年月日	年月日
着工予定年月日		年月日	年月日
使用開始予定年月日		年月日	年月日
規	ベルト幅(cm)又はバケット内容積(m ³)		
	単基の長さ(m)×基数		
模	ベルト又はバケットの速度(m/分)		
	運搬能力(t/h)		
運搬物の種類、性状及び通常の 月間運搬量(t/月)			
使用 及び 管理 の 方法	コンベアがその中に設置 されている建築物の概要		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率(%)	
		送風機の原動機出力(kW)	
	散 水 設 備	装置の種類・型式	
		装置の能力(m ³ /h)	
		運搬量当たり散水量(l/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考
- 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
 - 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（破碎機・摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

製造所又は供給所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力 (kW)		
	処理能力 (t/h)		
処理対象物の種類及び通常 の月間処理量 (通常) (t/月)			
使用 及び 管 理 の 方 法	破碎機、摩砕機又はふるいの中に 設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
散 水	散 水	装置の種類・型式	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		運搬量当たり散水量 (l/t)	
		防じんカバーの設置状況	
		その他	方 法

- 備考 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

水銀等に関する説明書

事業者名

製造所又は供給所の名称

製造所、工場又は供給所

製造所又は供給所の所在地

水銀排出施設の種類

年 月

- 備考 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

水銀排出施設の構造

製造所又は供給所における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着工予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力 (重油換算l/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼却能力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

水銀排出施設の使用の方法

製造所又は供給所における施設番号						
使用状況	1日の使用時間及び 月使用日数等	時~時 時間/回/日/月 回/日/月	時~時 時間/回/日/月 回/日/月			
	季節変動					
原材料（ 水銀等の排 出に影響の あるものに 限る。）	種類					
	使用割合					
	原材料中の水銀等の 含有割合					
	1日の使用量					
燃料 （水銀等の 排出に影響 のあるもの に限る。）	種類					
	燃料中の水銀等の 含有割合					
	通常の使用量					
	混焼割合					
排出ガス量 (Nm ³ /h)		湿り	最大	通常	最大	通常
		乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)						
水銀濃度 (μg/Nm ³)		全水銀				
		ガス状水銀				
		粒子状水銀				
参考事項						

- 備考 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の製造所 又は供給所における施設番号				
処理に係る水銀排出施設の 製造所又は供給所における施設番号				
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式				
設	置	年 月 日	年 月 日	
着	工 予 定	年 月 日	年 月 日	
使	用 開 始 予 定	年 月 日	年 月 日	
処理能力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)	湿 り	最大 通常	最大 通常
		乾 き	最大 通常	最大 通常
	排 出 ガ ス 温 度 (°C)	処 理 前		
		処 理 後		
	排 出 ガ ス 中 の 酸 素 濃 度 (%)			
	水 銀 濃 度 (µg/Nm ³)	全 水 銀	処 理 前	
			処 理 後	
		ガ ス 状 水 銀	処 理 前	
			処 理 後	
		粒 子 状 水 銀	処 理 前	
			処 理 後	
	補 集 効 率 (%)	全 水 銀		
ガ ス 状 水 銀				
粒 子 状 水 銀				
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等		時~ 時 時間 回/日/月 回 日 月	
	季 節 変 動		時~ 時 時間 回/日/月 回 日 月	

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着工予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

騒音に関する説明書

事業者名

製造所又は供給所の名称

製造所, 工場又は供給所

製造所又は供給所の所在地

特定施設の種類

年 月

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

特定施設の概要

製造所又は供給所の名称					
製造所又は供給所の所在地					
製造所又は供給所の事業内容					
常時使用する従業員数					
騒音の防止の方法	別紙のとおり。				
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 本紙及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

振動に関する説明書

事業者名

製造所又は供給所の名称

製造所, 工場又は供給所

製造所又は供給所の所在地

特定施設の種類

年 月

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

特定施設の概要

製造所又は供給所の名称					
製造所又は供給所の所在地					
製造所又は供給所の事業内容					
常時使用する従業員数					
振動の防止の方法	別紙のとおり。				
特定施設の種別	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 本紙及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。